

カンボジア中部のレジン採取家 —その実態と国際森林保全レジームへの組み込みに向けた考察課題—

倉島孝行・松浦俊也・宮本麻子・佐野真琴（森林総研）・Tith Bola・Chann Sophal（FWRDI）

要旨：現在、地域住民の非木材林産物(NTFPs)利用が国際援助機関の注目対象となっている。背景として、こうした利用は REDD+セーフガード条項と親和性が高く、事業の説明責任を求められる国際機関にとって好都合であるという点が考えられる。だが、このような規範条項との親和性の高さは、REDD+事業での NTFPs 利用支援の成功をそのまま保証するものではない。事業者が現地の実情と REDD+の理念とのすり合わせを怠れば、支援が機能しないこともありうる。本研究では REDD+事業計画中のカンボジアの森林地帯で働くレジン採取家の就労実態を明らかにし、あわせて彼らを同事業の支援対象とする際の要検討事項について指摘した。これにより、規範だけでなく実態をも踏まえた、REDD+体制下での住民支援の必要性を示すことを目的とした。調査地には所在域を異にする兼業と専業採取家がいること、後者に3様の就労開始経緯があり、採取規模等から現在4つの就労型が存在する点を明らかにした。また、支援に当たっての要検討事項として、所在域および兼業専業の別による差別化、所得・資産格差の拡大防止、採取域拡張に伴う森林へのリスクの回避を指摘した。

キーワード：非木材林産物利用、レジン、フタバガキ科、REDD+、カンボジア

Abstract : Today, international aid organizations have become interested in the non-timber forest products (NTFPs) uses. NTFPs uses by rural people that fit the requirements of REDD+ Safeguards are convenient for aid organizations that are held accountable for their projects. However, conforming to Safeguards does not necessarily ensure the success of assistance for NTFPs uses in REDD+ projects. Indeed, the assistance is likely to be wasted if organizations do not carefully communicate with target communities and adjust gaps between actual situations in communities and the idea of REDD+. In this study, we clarify the actual situations of resin-collecting households who work in a Cambodian forest area planning a REDD+ pilot project, and describe some discussion points on the occasion of their entry into the project. This study shows that there are two types of resin-collecting households, sideline businesses and full-time resin-collecting households, which have different working areas. Full-time households have three types of backgrounds to start their resin-collection. Now, they can be divided into four types from their behaviors. Discussion points regarding assistance include whether to differentiate by collecting area and by sideline or full-time business, how to avoid unfair effects on incomes and properties going forward, and whether to enforce preventative measures against forest destruction while expanding the present resin-collection areas.

Keywords : Non-timber forest products utilization, Resin, *Dipterocarpaceae*, REDD+, Cambodia

I はじめに

現在進められている熱帯林保全のための新たな仕組みづくりのなかで、地域住民の非木材林産物(以下、「NTFPs」)利用が国際援助機関の注目対象となっている(2)。もともとこの分野への支援はこれまでも多くなされてきたが、REDD+が国際機関の関心を増幅させている可能性がある。これは、REDD+がセーフガード条項を設けようとしていることと、関係がある。

今日審議中のセーフガード(予防原則)条項のなかに、地域住民の知見や権利の尊重、天然林と生態系サービスの保全等の項目が存在する(6)。これらの項目は、天然林

の持続的な利用を基本前提とし、農山村の伝統知と言われてきた、地域住民の NTFPs 利用と親和性が高い。国際機関は、REDD+試験事業に当たっても、高度の説明責任を求められるが、こうしたセーフガード条項との親和性の高さは、地域住民の NTFPs 利用を、同事業の支援対象項目として優先順位の高いものにしてしているという推察が成り立つ。

ただし、こうした規範的なセーフガード条項との親和性の高さは、REDD+事業での NTFPs 利用支援の成功をそのまま保証するものではない。そもそもセーフガード条項には、社会的紛争の(事前)解消による活動の円滑化、

Takayuki KURASHIMA, Toshiya MATSUURA, Asako MIYAMOTO, Makoto SANNO (FPRI, Matsunosato 1, Tsukuba, Ibaragi, 305-8687), Tith BOLA, Chann SOPHAL (FWRDI, Phnom Penh, Cambodia) Resin Collecting Households in Central Cambodia: Reality and Discussion Points regarding their Entry into the International Forest Conservation Regime

環境親和型事業として投資を呼び込める点など(6)、実施者にとって実利的なメリットとなる機能も少なくない。仮に事業実施者の視線がこうした実利性の追求に大きく傾き、地域社会や支援対象との注意深いコミュニケーション、現地の実情と REDD+等の理念との丹念なすり合わせといった地道な作業を怠れば、NTFPs 利用支援的の外れなものとなりうる。現地の実情を捉え損ねた、あるいは最初からそうした努力を怠ったために失敗した開発援助事業は、多数存在する。

そこで本研究では、REDD+試験事業計画中のカンボジア中部の森林地帯で働くレジン採取家を例に、その就労実態を明らかにし、あわせて彼/彼女らを支援するに際して検討課題となる事項について指摘したい。なお、この課題の指摘に当たっては、単に REDD+の文脈だけでなく、格差拡大を助長しないこと等、広く開発援助事業一般に関わる規範をも援用する。以下では調査地、調査対象、調査方法とレジン(フタバガキ油)の説明に続き、レジン採取家の実態に関して、とくにその所在範囲、就労経緯と現状、現在の活動範囲などの面から明らかにし、あわせて要考察事項についてそれぞれ指摘する。

II 調査地、調査対象、調査方法

本研究ではコンボントム州東部の SD 郡内、なかでも PL 保護林指定計画区内とその周辺を調査地とした(図—1)。この PL 保護林指定計画区は 2013 年現在、米国国際開発庁がカンボジア政府との協力のもと、REDD+試験事業地の設定に向けて準備を進めている場所である(2)。この一帯には、日本の農家の分類法にならうと、大きく分けて専業採取家、第 1 種兼業(以下、準専業)採取家、第 2 種兼業採取家の 3 タイプのレジン採取世帯が存在する。このうち、本研究では現在、最もさかんにレジンの採取を行っている前 2 タイプの世帯を、主な調査対象とした。調査方法は聞き取り、踏査、観察で、2013 年 2～8 月にかけて行った。

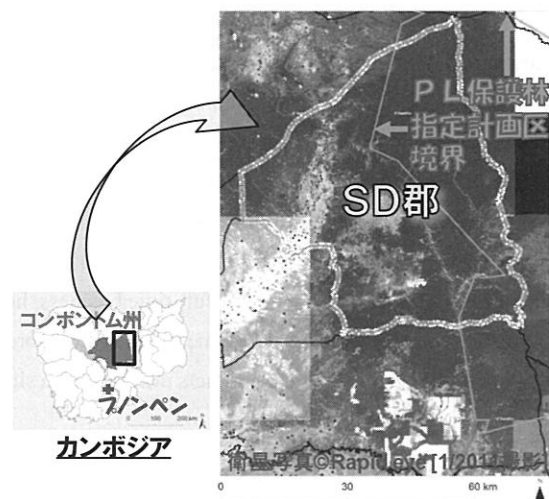
III フタバガキ油とカンボジアにおける諸現状

本研究で取り上げるレジンとは「フタバガキ樹脂」、なかでもそのうちの含油樹脂である「フタバガキ油」である。カンボジアの立地する東南アジア大陸部には、8 属 76 種のフタバガキ科が分布している。竹田(4)によると、フタバガキ油生産にとって最も重要な樹種は *Dipterocarpus alatus* である。この *Dipterocarpus alatus* から採れるフタバガキ油は、①松明の油、②竹・籐細工の防水、③(木造船)の漏水防止等に長く使われてきたが、近年タイはもとよりラオスなどでも、その生産量は大きく

落ち込んでいる(4)。

カンボジア政府は 2000 年代以降、3 冊の森林統計を公開しているが、どの版にもフタバガキ油の生産量や取引量を示す数値は見当たらない。したがって、それらが現在、カンボジア全体でどのような生産状況にあるのかは不明である。2000 年代に複数の報告書を発行し、カンボジアのレジン生産事情に最も通じていると考えられる Tola は、その主産地 5 州の 2002—08 年間の生産量の推移をさまざまな資料から見積もり、報告している(3)。それによると、本研究の調査地コンボントム州を含め、1 州を除き、どこも全体の生産量を大きく減少させている。

こうしたカンボジアにおけるレジンとは、現行法では 2002 年林業法第 40 条に関連規定をもつ(2)。同条は、レジンの採取を「伝統的な使用者の権利」の対象として位置づけ、とくに国有林内やその周辺の地域社会に対し、そこでのレジン採取を認めている。ただし、同条では、採取が持続的である限り、無許可での製品の売買等を認めているものの、そうした「伝統的な使用者の権利」自体の第 3 者への移譲については、これを禁じている。



図—1. 現地調査地 Fig.1. Field Research Site

IV レジン採取家の実態と要検討課題

1. 2 種兼業家の現状、専業・準専業家の所在範囲と両者の就労形態、所在域の差違にもとづく差別化

先にあげた調査地周辺に現存するレジン採取家 3 タイプのうち、第 2 種兼業採取家の主な所在域は、図—1 内の「PL 保護林指定計画区境界」付近である。2004 年 2 月に、カンボジアの研究機関がこの地域の 3 ヲ村で世帯収入調査を実施している(1)。これによると、この周辺では当時、平均世帯収入の 2 割強をレジン採取から得ていた。同調査ではレジンと他の NTFPs とを分けた上で、収入に占める比率を算出したが、仮に両者をあわせて

NTFPs として一括計算すると、NTFPs からの収入は 2004 年時点で 4 割弱を占めていたことになる。ただし、上記 3 ヲ村を含む複数村落のリーダーらへの聞き取りから今回わかったところでは、現在こうした比率は明らかに低下傾向にある。理由は、近年のキャッサバ栽培の普及で多くの世帯で収入構成自体が変化したこと、同作物栽培が多忙でレジンを含む NTFPs 採取にかつてほど時間を割けなくなったこと、NTFPs の価格が相対的に低下したことなどである。

他方、専業および準専業採取家の所在域は、集落域から離れた、PL 保護林指定計画区内のより中心に近い場所である。図一 2 内の A-C 地点は今回の調査で実際に踏査し、そこで暮らす採取世帯に対して聞き取り調査を行った場所である。いずれの地点も、それぞれの最寄りの集落まで、主たる移動手段のオートバイで 2~3 時間を要する。また、図一 2 内の D 部分は、現地での聞き取り調査から明らかになった、A-C 地点よりも疎にレジン採取家が存在している場所である。

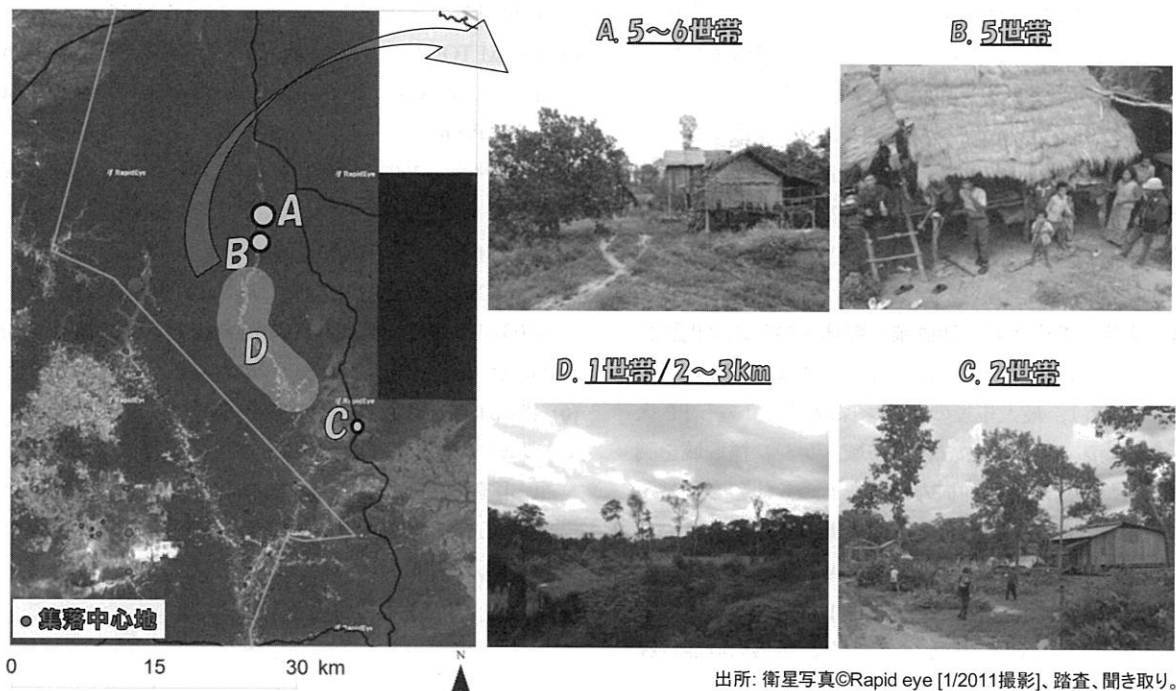
集落域から見て PL 保護林指定計画区内の深奥に暮らす、このような専業・準専業レジン採取家の諸実態については、このすぐ後で述べる。ここでは、こうした世帯の有する就労ならびに所在特性を、どう考えるべきかについて述べたい。本節の冒頭にあげた第 2 種兼業家と専業・準専業採取家では、レジンもしくは NTFPs に対する生計依存度が全く異なることから、その利用活動支援を

行う際には、それぞれの差を踏まるのが理想である。また、より辺境域、保護林計画区中心域という専業・準専業採取家の所在場所は、支援内容や配分の検討に当たり、事前に勘案されるべき要素でもある。

1. 専業・準専業家の就労経緯、現状と格差への対応

図一 2 内に示した専業・準専業レジン採取家のうち、B 地点の 5 世帯は一族の長を中心に、その子孫世帯でまともって就業しているもので、ほかの世帯とは形態を異にしている。ここでは、B と D 以外の A および C 地点から、調査地内の(準)専業採取家の就労経緯ならびに現状の特徴理解に適した 4 世帯を取り上げ、それに続いて要検討課題について記したい。

それぞれの世帯が A および C 地点周辺でレジン採取を始めたきっかけは、①親からのレジン木相続(1 世帯)、②自ら森に分け入り、レジン木を先占(1 世帯)、③②からの雇用(2 世帯)である。なお、ここで言う先占とは、レジン木に鉋でマークを付けて、自らがそこからレジンを採取することを宣言する、この地域だけでなく、カンボジアで広く行われている慣習行為である(3)。実際のレジン採取では、マークした樹木にさらに横 40~60cm、縦 30~50cm、深さ 20~30cm ほどの穴を開け、そこを火で刺激すると、樹脂が滴り落ちてくるので、それを回収する。こうして先占、採取を始めた樹木には、採取者にそれを排他的に利用し続ける権利が認められ、この慣習上の権



図一 2. 調査地における(準)専業レジン採取家の所在場所と各世帯数

Fig.2. Locations and Numbers of (quasi) Full-time Resin Collecting Households in Field Research Site

利は相続、贈与、売買を通して移譲可能なものである。

一方、上述のような異なる形でレジンを採取業を始めた各世帯は、現在どのような状況にあるのか。まず①の世帯は、10 数年前の相続分から大きく規模を拡大することもなく、現在もレジンを採取を続けている。つぎに②は、その先占および採取規模を大きく拡大し、さらに関連業務まで始めている。聞き取りによると、現 PL 保護林指定計画区域の境界から 10km ほど離れた KT 村出身の PP 氏一家は、木材伐採コンセッション受領業者がこの周辺に伐採路を建設中(1995 年頃)に帯に入り、レジンを先占、その一部からの採取を始めた。そして現在、6 千から 1 万本まで先占木数を増やし(PP 氏自身も正確な数は把握していない)、複数の採取者(世帯)を雇いつつ、先占木の一部からレジンを採取を続けている。また、この過程でトラックを購入し、レジンを運搬業務を兼ねるに至っている。最後に③は、現在もそのまま雇用され続けている世帯と、雇用主から独立して自らレジンを所有、それらからの採取を行っている者にと、それぞれなっている。後者の CK 氏は現在、400 本から採取を行っているが、被雇用者時に採取作業の合間を縫って自らもレジンの先占を続けていたために、こうした独立が可能となった。

以上の事実からも明らかなように、同じ地域のレジンを採取世帯(者)のなかにも、差違が認められる。「地域社会」に「伝統的な利用者の権利」を保証する国法上の規定と、個々に排他的な採取権を保証する慣習で、そもそも権利内容にずれがあるが、それに加えて後者の慣習上の権利の保持者間にも所有レジンの木数、そこから派生して生まれた資産に格差が見られる。実際にレジンを採取家等を支援する段階で、こうした格差をどう捉え、どう処理するかは、格差拡大防止の観点から一定の指針が必要となる事項である。

3. 専門・準専門家活動域と森林へのリスク化防止

筆者らが実際に踏査した図一 2 内の A-C 地点のうち、とくに A では、最大規模のレジンを採取家主である PP 氏とともに周辺のレジンの先占分布域、レジンを採取域を調べた。また、A 周辺に同様の領域をもつ、他の 2 世帯からも聞き取り調査を行った。その結果、A 周辺全体のレジンの先占分布域、レジンを採取域は A 地点を挟んで北東-南西方向 15~20km、東南-西北方向 4~7 km に及ぶことがわかった。これに加えて、こうした活動域の確認過程で同時に明らかになったのは、A から北東に当たる、集域から見ると森林のより深奥域に、とくに新しい先占地や採取地が多く、いまでもそれらが拡張されているという

点であった。この点は上記の PP 氏はもとより、他の 2 世帯についても同様である。

森林のなかで採取されたフタバガキ油は、いったんより開けた場所に徒歩で運ばれた後、重さ 80~100kg になる袋に詰められ、最終的に郡や州都の仲買人に売られる。上記の袋は、ある程度まとまった時点で、仲買人のところに運搬されるが、その際、A 周辺では 10~20ton ほどのトラックが用いられている。このことは必然的に、森林の深奥域へとレジンの採取域が延びる際は、同時にトラックが通れるだけの林内路が整備されることを意味する。このほか、こうした採取規模の拡大により、新しくレジンを採取世帯(者)が雇い入れられ、A 地点とその周辺の人口圧が増すことも考えられる。

専門・準専門家採取家の活動域の拡張に伴う、森林に対するこうしたリスクをどう勘案し、それに対して何らかの予防策を講じるか否かという点も、要検討事項となる。

引用文献

- (1) MCKENNY, BRUCE・CHEA, YIM・TOLA, PROM・EVANS, TOM (2004) Focusing on Cambodia's High Value Forests: Livelihood and Management, 120 p. CDRI Phnom Penh
- (2) OPEN DEVELOPMENT CAMBODIA (2012) Law on Forestry, <http://www.opendevdevelopmentcambodia.net/laws-Regulations>, Unofficial translation, 2012/5/17 アクセス
- (3) PROM TOLA (2009) Beyond Subsistence: Trade Chain Analysis of Resin Products in Cambodia, 70 p. Oxfam Phnom Penh
- (4) 竹田晋也 (2002) 熱帯林の撓乱と非木材林産物—東南アジアのフタバガキ林と樹脂生産、「地球環境問題の人類学」(池谷和信編) pp.120-140, 世界思想社 京都
- (5) USAID/ASIA (2012) USAID-CAMBODIA-442-12 -00001-RFA Supporting Forests and Biodiversity (SFB) Project, 64 p.
- (6) 横田康裕・江原誠・百村帝彦 (2012) REDD プラスにおいて環境社会セーフガードを促進させるための取組—国際機関や NGO 等の主導による原則・基準・指標やガイドライン等の策定の試み、海外の森林と林業 : 85, pp.50-54